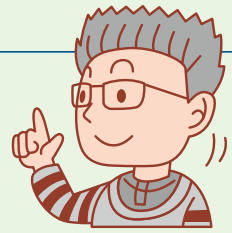


トラブルに巻き込まれたかな?と思ったら…

「クーリング・オフ」が使えるよ!

クーリングオフとは、消費者がいったん契約した場合でも、頭を冷やして考え直した結果、契約をやめたいと思えば、一定期間内であれば無条件で契約を解除することなどができる制度です。



「クーリング・オフ」は、どんな契約でもできるの?

右の表に記載してある取引などが対象で、すべての契約に認められるわけではありません。たとえば、自分から店舗に出かけて品物を購入したり、通信販売で商品を注文した場合は、この制度は利用できません。

取引内容	期間
訪問販売(アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(いわゆるエステティック、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

「クーリング・オフ」はどうやって行うの?

必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録郵便」や「簡易書留」の受領証と一緒に大切に保管しましょう。

また、クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へ書面を送りましょう。

※内容証明郵便で出す方法もあります。



【はがき記入例】

契約解除通知書

契約年月日 平成○○年○○月○○日
 書面受領日 平成○○年○○月○○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 ○○○○株式会社
 担当者 ○○○○氏

右記日付の契約は解除します。
 なお、すみやかに支払済の○○○円を返金し、
 商品を引き取ってください。

住所 平成○○年○○月○○日
 氏名 ○○○○

郵便はがき

〒○○○○○○

○○市○○町○○番地

株式会社

代表者様

「クーリング・オフ」ができないときは、あきらめるしかないの?

事業者が嘘を言ったり脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフができます。そのほかにも、「未成年者取消」や「消費者契約法」が利用できる場合もあります。あきらめないで、県民生活プラザなどに相談しましょう。(連絡先はP8を参考にしてください。)



「契約」ってなんだろう? 解答

- ① A、B、C、D、E、F (これらは、全て契約です。)
- ② 2 (口約束でも契約は成立します。契約書を作り署名するのは、内容をはっきりさせ、確かに契約したという証拠を残すためです。)
- ③ 拒める。(返品できたとしたら、売り手の「善意」によるものです。)

